

第4編 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧事業計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、健康福祉課、農林振興課・農業委員会、建設課、学校教育課
	町以外の機関等	県、指定地方行政機関等

第1 基本的な考え方

災害復旧計画は、被災した各施設（特に公共施設）の復旧においては、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設復旧計画の策定に当たっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当り、速やかに当該事業の促進を図るよう配慮する。

なお、復旧・復興に当たっては、町民の意向を十分に尊重し、県や国の協力を求めて、計画的に事業を進める。

第2 災害復旧計画

被災施設等の復旧を迅速に行うため、町、指定地方行政機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期にこれを実施するため、復旧事業に必要な職員の配備、応援派遣計画等について必要な措置を講ずる。また、大規模な災害時における労働力、施工業者の不足、資機材の払底等の事態を想定して十分にこれを検討する。

1. 河川災害復旧計画

町内各河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、災害の再発防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め県予算面あるいは公共土木施設災害復旧対策事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を推進させる。

2. 砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基礎となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事を行う。

3. 地滑り災害復旧計画

被災原因を十分調査し、保全対象により復旧対策工事の規模を決定し、速やかに復旧工事を行う。

4. 急傾斜地災害復旧計画

既存施設の復旧を図ることはもちろんのこと、急傾斜地の場合、隣接の自然斜面の崩壊の可能性もあるので、一般事業等も含めて総合的な斜面対策として復旧工事を行う。

5. 道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基盤となっている道路及び橋梁の災害復旧は最も急を要するの

で、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。

6. 林地荒廃防止施設災害復旧計画

治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査のうえ計画的に従前の機能回復のための復旧工事を速やかに実施する。

なお、必要な場合、応急工事による対策を進める。

7. 下水道施設の災害復旧計画

下水道施設は、町民生活を支える重要なライフラインの一つであり、被災した場合は早急に応急対策を実施し、町民への影響が最小限となるよう努める。

本復旧は、被災規模、施設の重要度、復旧の難易度等を勘案して復旧水準を定め、工期や経済性等の検討を行ったうえで復旧計画を策定し、速やかに復旧工事を実施する。

8. 農林水産施設災害復旧事業計画

(1) 農地農業用施設災害復旧計画

農地農業用施設の災害については、今まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分發揮するためにも、今後はさらに被災の原因をよく探究して災害を繰り返さないよう計画に当たっては、これらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。

なお、農業農村整備事業として防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業と相互関係を保ち積極的に推進し、災害を未然に防止する方法を講じる。

(2) 林道災害復旧計画

林道は、多面機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設である。また、森林の総合利用の推進、山村生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。従って、林道の被災による交通途絶は、適切な森林整備や林業経営に支障を及ぼすほか、地域住民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。特に復旧対策においては、最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、再被災を防ぐため各路線の性格に応じた適切な復旧計画の推進を図る。

(3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、又は漁業協同組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で、政令で定められたものが、1箇所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

9. 社会福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人医療福祉機構の融資を促進し、早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定に当たっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。

10. 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童・生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても、迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は災害時における指定避難所として指定されており、復旧計画の策定に当たっては次の点に留意する。

- (1) 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため、必要に応じて改良復旧に努めるとともに、災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。
- (2) 災害防止上特に必要があれば、設置箇所の移転等について考慮する。
- (3) 必要に応じて県に対し、技術指導の要請を行う。
- (4) 公立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定に基づき、復旧計画を推進する。

第3 国、県による復旧工事の代行

1. 町管理道路の災害復旧工事における権限代行制度

国は、町管理道路について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町管理道路の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

2. 町道の災害復旧工事における権限代行制度

県は、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

3. 河川災害復旧工事等における権限代行制度

(1) 河川の災害復旧工事等

国は、町長が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、町長から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 河川の埋塞に係る維持

国は、災害が発生した場合において、町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、町長から要請があり、かつ町における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町長に代わっ

て維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第4 災害復興計画の作成

町及び県は、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合、関係機関と連携して復興計画を策定し、計画的に復興を進める。

なお、被害が「大規模災害からの復興に関する法律」の規定に該当する場合、町は、必要に応じて、国の復興基本方針に則した復興計画の策定等により復興を進める。この場合、国及び県は、町から要請がある場合など必要に応じ、同法に基づく支援等を実施する。

第5 中長期における技術職員の派遣要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用を検討するものとする。

第2節 農林漁業経営安定計画

実施機関	町の主な担当課	農林振興課・農業委員会
	町以外の機関等	県、日本政策金融公庫

第1 基本的な考え方

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

第2 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被災農林漁業者に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する。

1. 農業関係

- (1) 農業基盤整備資金
- (2) 農業経営基盤強化資金
- (3) 経営体育成強化資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農林漁業施設資金（災害復旧）

2. 林業関係

- (1) 造林資金（復旧造林、樹苗養成施設）
- (2) 林道資金
- (3) 農林漁業セーフティネット資金
- (4) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）

3. 漁業関係

- (1) 漁業基盤整備資金
- (2) 漁船資金
- (3) 農林漁業セーフティネット資金
- (4) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）

第3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）（以下「天災融資法」という。）による融資

1. 支援の内容

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災（暴風雨、豪雨等）による被害を受けた農林水産業者に農協系統金融資金や銀行用に利子補給を行い、再生産確保のため必要な経営資金を融資する制度である。

天災融資法

区 分		融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額	
			①損失額 の%	②万円
				個 人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	55	500	2,500
	一般農業者	45	200	2,000
林業者		45	200	2,000
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000

貸付利率、償還期限

資 格 者	貸付利率	償還期限
(1) 被害農林漁業者で損失額が 30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内
(2) 被害農林漁業者で損失額が 30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内
(3) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内

災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

激甚災害法

区 分		融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額	
			①損失額の%	②万円
				個 人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	80	600	2,500
	一般農業者	60	250	2,000
林業者		60	250	2,000
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500
	一般漁業者	60	250	2,000

貸付利率、償還期限

資 格 者	貸付利率	償還期限
(1) 被害農林漁業者で損失額が 30%未満の者	6.5%以内	4年、5年、6年以内
(2) 被害農林漁業者で損失額が 30%以上の者	5.5%以内	6年、7年以内
(3) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	7年以内

2. 対象者

次の基準に該当すると町長の認定を受けた者が対象となる。

(1) 被害農林漁業者	(2) 特別被害農林漁業者
1 農作物の減収量が平年収穫量の 30%以上 でかつ損失額が平均農業収入の 10%以上	左のうち損失額が 50%以上
2 樹体の損失額が 30%以上	
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上	左のうち損失額が 50%以上
2 林業施設の損失額が 50%以上	左のうち損失額が 70%以上
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上	左のうち損失額が 50%以上
2 水産施設の損失額が 50%以上	左のうち損失額が 70%以上

3. 問い合わせ先

町

◆第 5 編 資料編 「4-3 経営資金」

第3節 被災中小企業の振興等の経済復興支援

実施機関	町の主な担当課	商工振興課
	町以外の機関等	県、秋田県信用保証協会、金融機関、公益財団法人あきた企業活性化センター、秋田県商工会連合会、秋田県商工会議所連合会、秋田県中小企業団体中央会、湖東3町商工会

第1 基本的な考え方

町及び県は、災害時の被災中小企業者に対し、速やかな事業復興と経営の安定化を図るための対策を講ずる。

また、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を実施し、国に対しても要望する。

第2 実施体制

町は、県が設置する「地域経済復興支援対策本部」を中心として、被災中小企業者等を総合的に支援する。

地域経済復興支援対策本部構成機関

- | |
|-------------------------------|
| 1 県（産業労働部、関連部局、地域振興局） |
| 2 被災市町村 |
| 3 秋田県信用保証協会 |
| 4 金融機関（各政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合） |
| 5 （財）あきた企業活性化センター |
| 6 秋田県商工会連合会 |
| 7 秋田県商工会議所連合会 |
| 8 秋田県中小企業団体中央会 |

第3 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業者等を把握し、関係機関と連携して次の措置を構ずる。

- 1 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- 2 既存借入金の償還期限の延長
- 3 各種補助、助成制度の優先的な適用
- 4 稼動可能設備等の確認及び受発注の斡旋
- 5 原材料入手経路、販売ルート等の経営情報の提供
- 6 従業員確保のための人材情報の提供
- 7 新たな支援制度の創設

◆第5編 資料編 「4-3 経営資金」

第4節 被災者の生活支援のための緊急措置

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、税務会計課、健康福祉課、商工振興課、建設課、学校教育課
	町以外の機関等	県、各学校施設、五城目町社会福祉協議会、公共職業安定所（ハローワーク）、住宅金融支援機構、日本郵便株式会社、日本放送協会（NHK）

第1 基本的な考え方

災害により被害を受けた町民が、早期に安定した生活を取り戻せるように、町及び防災関係機関等は、被災者に対する生活相談、資金融資・貸付等の金融支援、租税の減免等について、必要な措置を講ずる。

第2 被災者支援の総合的・効率的な実施

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により調査を実施するものとする。

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成、活用し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第3 生活相談窓口の設置

町は、以下の通り、生活相談窓口（担当：住民生活課・健康福祉課）の設置に努める。

- 1 災害発生直後から被災者のための相談所を町庁舎、指定避難所等に設置し、苦情又は要望に対し、適切な対応・措置を実施する。
- 2 県及び防災関係機関等と連携し、種々の相談に対して速やかかつ適切に対応する。
- 3 応急対策等に関する情報を町民に提供するため、情報提供及び相談業務窓口の一元化に努める。

第4 早期再就職の支援・雇用保険の給付対策

災害により失業した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）及び県は、以下の通り、職業相談、求人開拓、職業の斡旋、雇用保険の失業給付等の必要措置を講ずる。

また、町は、県と連携して、被災者の働く場を確保するための即効性のある臨時的な雇用創

出策の実施に努める。

早期再就職の支援	職業相談	公共職業安定所職員を相談所又は被災地に派遣し、被災者への職業相談を行う。
	求人開拓	被災者の希望する求職条件に合うよう、公共職業安定所において求人開拓を行う。
	職業訓練等	他職種への職業転換希望者に対しては、職業訓練の実施、転換給付金等を活用し、被災者の雇用確保に努める。
雇用保険の失業給付に関する特例措置	証明書による失業の認定	被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行うものとする。
	激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給	被災地域を所管する公共職業安定所長は、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。
被災事業主に関する措置	労働保険料の徴収の猶予等	災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、滞納金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講ずるものとする。
	制度の周知徹底	制度の周知に当たっては、自らの広報に加え、市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第5 稟税の徴収猶予及び減免の措置

被害を受けた町民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るために、稟税の徴収猶予及び減免する措置を講ずるものとする。

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免措置を災害の状況により実施する。

1. 国税の特別措置

(1) 支援の内容

ア 所得税の軽減

災害により住宅や家財等に損害を受けた場合、確定申告で次の2つのうち有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。

(i) 所得税法（昭和40年法律第33号）に定める雑損控除の方法

(ii) 災害被災者に対する稟税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）

以下、「災害減免法」という。）に定める税金の軽減免除による方法

イ 予定納税の減額

災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請することにより、

減額を受けることができる。

ウ 紙与所得者の源泉所得税の徴収猶予等

災害により住宅や家財等に損害を受けた場合、紙与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより、所得金額の見積額に応じて源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けることができる。

エ 納税の猶予

災害により被害を受けた場合、税務署長に申請し、その許可を受けることにより、納税の猶予を受けることができる。

オ 申告等の期限の延長

災害等の理由により申告、納付等をその期限までにできない時は、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。

これには、個別指定による場合と地域指定による場合がある。

(2) 対象者

ア 所得税の軽減

(i) 雜損控除

災害により住宅や家財に損害を受けた者、災害に対してやむを得ない支出（災害関連支出）をした者が対象となる。

(ii) 災害減免法に定める税金の軽減免除

損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の者が対象となる。

イ 予定納税の減額

所得税の予定納税をしている者で災害により損失を受けた者が対象となる。

ウ 紙与所得者の源泉所得税の徴収猶予等

災害による住宅や家財の損害額が、その住宅や家財の価額の2分の1以上で、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である者等が対象となる。

エ 納税の猶予

納税者（源泉徴収義務者を含む。）で、災害により全積極財産のおおむね5分の1以上の損失を受けた者、又は災害等により被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる者が対象となる。

オ 申告等の期限の延長

災害によりその期限までに申告、納付することができないと認められる者が対象となる。

(3) 問合せ

税務署

2. 町税等の特別措置

(1) 町税等の徴収猶予及び減免の措置関係

ア 納期限の延長

災害により、納税者が期限内に申告、申請、請求その他書類の提出、又は町税を納付もしくは納入することができないと認める場合には、当該期限を延長する。

(i) 災害が広範囲に発生した場合、町長は、地域、期日その他必要な事項を指定して、期

限を延長するものとする。（五城目町町税条例第18条の2）

(ii) (i)以外の場合、災害がおさまたった後、被災納税者による申請があった場合は、災害がやんでから2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において、町長が納期限を延長するものとする。（五城目町町税条例第18条の2）

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が町税を一時的に納付、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。（地方税法〔昭和25年法律第226号〕第15条）

ウ 減免

町長は、被災した納税者に対し、地方税法及び五城目町町税条例の規定に基づき、税の減免措置を講ずる。

(2) 広報

町税等の徴収猶予・減免措置に関する広報活動については、広報紙若しくはチラシの配布等により行う。

(3) 問合せ

町（税務会計課）

◆第5編 資料編 「4-4 税の減免等」

第6 国民健康保険税、介護保険料等の減免・猶予等

1. 支援の内容

国民健康保険税や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について特別措置が講じられる。

(1) 国民健康保険税

国民健康保険の被保険者について、保険税の納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。

(2) 健康保険料等

事業所の健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。

(3) 介護保険料

介護保険料の納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置が講じられる。

2. 対象者

保険者によって取扱いが異なるので、加入している医療保険制度保険者や町（健康福祉課、税務会計課）及び国民健康保険組合に確認が必要である。

3. 問合せ

町（健康福祉課、税務会計課）、国民健康保険組合、健康保険組合、日本年金機構

第7 応急住宅等の提供

1. 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の設置は、第2編一般災害対策 第2章災害応急対策計画 第28節住宅応急対策 第3 応急仮設住宅の設置に準ずる。

2. 公営住宅の建設

災害により住居を喪失、又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び町は必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、「災害公営住宅建設計画」を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

3. 住宅金融支援機構融資の斡旋

町は、災害による家屋被害の状況を遅滞なく調査し、災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して当該資金の融資が円滑に行われるよう、借り入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図るよう努める。

4. 公営住宅の修理

町は、被災した既設の公営住宅の修理を速やかに行い、住宅の確保を図る。

第8 住宅資金の貸付等

被災住宅の再建等のための貸付等については、以下の通りである。

1. 災害復興住宅融資（建設、購入）

支援の内容	(1)自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。 (2)融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 (3)融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 ①融資限度額				
	<table border="1"><tbody><tr><td>建設の場合</td><td>土地を取得する場合 : 5,500万円 土地を取得しない場合 : 4,500万円</td></tr><tr><td>購入の場合</td><td>5,500万円</td></tr></tbody></table>	建設の場合	土地を取得する場合 : 5,500万円 土地を取得しない場合 : 4,500万円	購入の場合	5,500万円
建設の場合	土地を取得する場合 : 5,500万円 土地を取得しない場合 : 4,500万円				
購入の場合	5,500万円				
	②返済期間: 35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内				
	③金利: 住宅金融支援機構に確認が必要				
対象者	(1)本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）				
問合せ先	住宅金融支援機構				

2. 災害復興住宅融資（中古リフォーム一体型）

支援の内容	(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、中古住宅の購入資金及びリフォームする際の資金に対する融資。 ①融資限度額 各所要額（購入費およびリフォーム工事費）の合計額または5,500万円のいずれか低い額が限度（10万円以上1万円単位） ②返済期間：35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内 ③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要
対象者	(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）
問合せ先	住宅金融支援機構

3. 災害復興住宅融資（補修）

支援の内容	(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。 (2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 (3) 融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長できない。）。 ①融資限度額 所要額又は2,500万円のいずれか低い額（10万円以上1万円単位） ②返済期間：35年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内 ③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要
対象者	(1) 本人が居住するために住宅を補修する者で、住宅に10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。
問合せ先	住宅金融支援機構

4. 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の内容	(1) 住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。 ①返済金の払込みの据置：1～3年間 ②据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 ③返済期間の延長：1～3年 (2) 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まる。
対象者	(1) 事業財産等又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した者 (2) 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者 (3) 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した者
問合せ先	住宅金融支援機構又は取扱金融機関

5. 生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）

支援の内容	(1) 災害により被害を受けた住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費を貸し付けるもの。 ①貸付限度額：150万円（目安） ②貸付利率：無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5%（連帯保証人を立てない場合） ③据置期間：6か月以内 ④償還期間：7年以内（目安）
対象者	(2) 低所得世帯、障害者又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外。
問合せ先	県、町（健康福祉課）、社会福祉協議会

6. 母父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金

支援の内容	(1) 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの。 ①貸付限度額：200万円以内 ②貸付利率：無利子（連帯保証人がいる場合）、年1.0%（連帯保証人がいない場合） ③据置期間：6か月（貸付の日から2年を超えない範囲内で延長することも可能） ④償還期間：7年以内
対象者	(1) 住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象。
問合せ先	県、町（健康福祉課）

7. 宅地防災工事資金融資

支援の内容	(1) 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は命令が出される。 (2) 改善勧告又は改善命令を受けた者に対して、法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む。）、その他（例：ネットフェンスの設置）の工事のための費用を融資するもの。 ① 融資限度額：1,190万円（10万円以上1万円単位）※工事費が限度 ② 償還期間：20年または年齢による最長返済期間のいずれか短い年数以内 ③ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要
対象者	(1) 宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた者
問合せ先	住宅金融支援機構

8. 地すべり等関連住宅融資

支援の内容	(1) 地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資するもの。 (2) 融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。 ア 地すべり関連住宅 地すべり等防止法の規定により知事の承認を得た関連事業計画に基づい
-------	--

	<p>て移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋</p> <p>イ 土砂災害関連住宅</p> <p>　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋</p> <p>ウ 密集市街地関連住宅</p> <p>　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋。</p> <p>エ 浸水被害防止区域関連住宅</p> <p>　特定都市河川浸水被害対策法の規定による勧告（家屋の移転または除却を実施すべき旨の勧告である場合に限る。）に基づいて移転される家屋または勧告に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋。</p> <p>オ 津波災害特別警戒区域関連住宅</p> <p>　津波防災地域づくりに関する法律の規定による勧告（家屋の移転または除却を実施すべき旨の勧告である場合に限る。）に基づいて移転される家屋または勧告に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋。</p> <p>カ 災害予防補助事業等関連住宅</p> <p>　次の①または②の場合に該当し、これらの場合に基づいて移転される家屋またはこれらの場合に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋。</p> <p>① 家屋について移転し、または除却する必要があり、かつ、当該家屋の敷地の全部または一部が次の i または ii の区域に含まれる場合</p> <p>　i 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の規定による集団移転促進事業で家屋の移転等を行う場合</p> <p>　ii 建築基準法の規定により地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（同条第 2 項の規定により当該区域内における家屋の建築の禁止が定められた区域に限る。）</p> <p>② 家屋について移転し、または除却する必要があり、かつ、当該家屋について移転または除却その他これに準ずる措置に要する費用の全部または一部について補助を行うものとして地方公共団体の長が補助金の交付を決定した場合</p> <p>(3) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。</p> <p>ア 移転資金、建設資金又は新築住宅の購入</p> <p>①融資限度額</p> <p>　移転資金、建設資金の場合</p> <p>　土地を取得する場合：5,500 万円</p> <p>　土地を取得しない場合：4,500 万円</p> <p>　購入資金の場合：5,500 万円</p> <p>②返済期間：35 年又は年齢に応じた最長返済期間のいずれか短い年数以内</p> <p>③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要</p>
対象者	(1) 関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から

	移転等を要することを証明する書類の発行を受けた者。
問合せ先	住宅金融支援機構

9. 災害復興住宅融資（賃貸住宅リフォーム）

支援の内容	(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた賃貸住宅の所有者が住宅を賃貸する事業を行うために賃貸住宅を補修する場合に受けられる融資。 (2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 (3) 融資の日から 1 年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。 ①融資限度額 2,500 万円と工事費などの所要額のいずれか低い額（1 万円単位） ②返済期間：35 年 ③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要
対象者	(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、賃貸住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。
問合せ先	住宅金融支援機構

10. 災害復興住宅融資（マンション共用部分補修（管理組合申込み））

支援の内容	(1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けたマンションの管理組合がマンションを賃貸する事業を行うためにマンションの共用部分を補修する場合に受けられる融資。 (2) 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 ①融資限度額 修繕工事費以内（10 万円以上、1 万円単位） ②返済期間：1 年以上 10 年以内 ③金 利：住宅金融支援機構に確認が必要
対象者	(1) 本人が居住するために住宅を建設する者であって、マンションの共用部分に被害を受けた旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。
問合せ先	住宅金融支援機構

第9 災害弔慰金及び見舞金の支給

1. 災害弔慰金及び災害障害見舞金

町は、災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受けた被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」の規定に基づき制定した「五城目町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年 6 月 22 日条例第 21 号）」により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う。

また、火災または暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害により被害を受けた罹災者に対し、見舞金及び弔慰金の給付を行う。

(1) 災害弔慰金

支援の内容	<p>ア 災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害弔慰金を支給するもの。</p> <p>①生計維持者の死亡 … 500万円を超えない範囲内で支給 ②その他の者の死亡 … 250万円を超えない範囲内で支給</p> <p>※ただし、死亡者がその死亡に係る災害に關し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。</p>
対象者	<p>ア 災害により死亡した者（町に住民登録がある者（外国人を含む））の遺族 イ 支給の範囲・順位は、死亡した者の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母 ただし、死亡当時、①～⑤が存しない場合には、死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹も含む。</p> <p>※対象となる災害は、自然災害で町において住居が5世帯以上滅失した災害等。</p>
問合せ先	町（住民生活課）

(2) 災害障害見舞金

支援の内容	<p>(1) 災害による負傷、疾病又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給するもの。</p> <p>①生計維持者が重度の障害を受けた場合 … 250万円を超えない範囲内で支給 ②その他の者が重度の障害を受けた場合 … 125万円を超えない範囲内で支給</p>
対象者	<p>(2) 災害により以下のようない重い障害を受けた者</p> <p>①両眼が失明した者 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥両上肢の用を全廃した者 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧両下肢の用を全廃した者 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる者</p> <p>※対象となる災害は、自然災害で町において住居が5世帯以上滅失した災害等。</p>
問合せ先	町（住民生活課）

2. 災害援護資金の貸付

災害により住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」に基づく「五城目町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年 6 月 22 日条例第 21 号）」を定め、災害援護資金の貸付を行う。

支援の内容	(1) 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。 ①貸付限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">世帯主に 1 か月以上の負傷がある場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td><td>150 万円</td></tr> <tr> <td>イ 家財の 3 分の 1 以上の損害</td><td>250 万円</td></tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td><td>270 万円</td></tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td><td>350 万円</td></tr> <tr> <th colspan="2">世帯主に 1 か月以上の負傷がない場合</th></tr> <tr> <td>ア 家財の 3 分の 1 以上の損害</td><td>150 万円</td></tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td><td>170 万円</td></tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td><td>250 万円</td></tr> <tr> <td>エ 住居 全体の滅失又は流失</td><td>350 万円</td></tr> </tbody> </table> ②貸付利率：無利子 ③据置期間：3 年以内（特別の場合は 5 年） ④償還期間：10 年以内（据置期間を含む。）	世帯主に 1 か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150 万円	イ 家財の 3 分の 1 以上の損害	250 万円	ウ 住居の半壊	270 万円	エ 住居の全壊	350 万円	世帯主に 1 か月以上の負傷がない場合		ア 家財の 3 分の 1 以上の損害	150 万円	イ 住居の半壊	170 万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250 万円	エ 住居 全体の滅失又は流失	350 万円
世帯主に 1 か月以上の負傷がある場合																					
ア 当該負傷のみ	150 万円																				
イ 家財の 3 分の 1 以上の損害	250 万円																				
ウ 住居の半壊	270 万円																				
エ 住居の全壊	350 万円																				
世帯主に 1 か月以上の負傷がない場合																					
ア 家財の 3 分の 1 以上の損害	150 万円																				
イ 住居の半壊	170 万円																				
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250 万円																				
エ 住居 全体の滅失又は流失	350 万円																				
(1) 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね 1 か月以上 ②家財の 3 分の 1 以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流失 (2) 以下の所得制限がある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th><th>市町村民税における前年の総所得金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td><td>220 万円</td></tr> <tr> <td>2 人</td><td>430 万円</td></tr> <tr> <td>3 人</td><td>620 万円</td></tr> <tr> <td>4 人</td><td>730 万円</td></tr> <tr> <td>5 人以上</td><td>1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270 万円とする。</td></tr> </tbody> </table> ※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害。	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1 人	220 万円	2 人	430 万円	3 人	620 万円	4 人	730 万円	5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270 万円とする。									
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																				
1 人	220 万円																				
2 人	430 万円																				
3 人	620 万円																				
4 人	730 万円																				
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270 万円とする。																				
対象者	問合せ先 町（住民生活課）																				

3. 災害罹災者に対する見舞金

県は、災害により被害を受けた罹災者に対し、その自立更正を助長することを目的として、見舞金の給付を行う。

支 給 額	(1) 死者又は行方不明者（1世帯につき） 60万円 (2) 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者 60万円 (3) 自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主
	被害の程度 金 額
	全壊、流失 60万円
	半壊、床上浸水 20万円
	(4) 借家で現に居住している家屋の被災世帯主
対 象 者	被害の程度 金 額
	全壊、流失 20万円
	半壊、床上浸水 6万円
対 象 者	(1) 災害により死者又は行方不明者を出した世帯 (2) 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者 (3) 災害により住宅を全壊、流失又は半壊した世帯 (4) 床上浸水により住家に被害を受けた世帯 (5) (1) から (4) に掲げるもののほか、知事が必要と認めたもの。
問合せ先	秋田県（窓口：総務部総合防災課）

第10 生活資金等の貸付

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により、地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、町、県、社会福祉協議会は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的生活再建（生活復興）を支援するため、防災関係機関、関係団体等と協力し、生活資金等の貸付の措置を講ずるものとする。

なお、住宅再建等に関する資金の貸付等については、同節第8を参照とする。

1. 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、民生児童委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行うこととなっている。

(1) 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、町社会福祉協議会に備えつけられている借入申込書を、その居住地を担当区域とする民生児童委員を通じ、町社会福祉協議会を経由して、県社会福祉協議会長に提出するものとする。

(2) 貸付金の種類

生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）がある。

	福 祉 費	緊急小口資金
貸付限度額	150万円（目安）	10万円
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	無利子
据置期間	6か月以内	2か月以内
償還期間	7年以内（目安）	12か月以内

このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(3) 対象者

低所得世帯、障害者又は高齢者世帯

※災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外

2. 母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うこととなっている。

(1) 貸付の対象

貸付の対象は、配偶者のない女子及び男子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等である。

ただし、いずれの場合も前年度所得額が所得制限限度額以内の者に限る。

(2) 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、貸付申請書に関係書類を添付して、県に申請する。

(3) 貸付金の種類

- ア 事業開始資金
- イ 事業継続資金
- ウ 住宅資金
- エ 技能修得資金
- オ 生活資金
- カ 就職支度資金
- キ 修学資金
- ク 転宅資金
- ケ 就学支度資金
- コ 修業資金
- サ 医療介護資金
- シ 結婚資金

第11 被災者生活再建支援金の支給

県は、災害救助法が適用される規模の自然災害により住宅が全壊した世帯等に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として、被災者生活再建支援金を支給する。また、町は、申請書の審査・取りまとめ等支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携を図りながら事務を行う。

1. 支援の内容

自然災害により、住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給する。

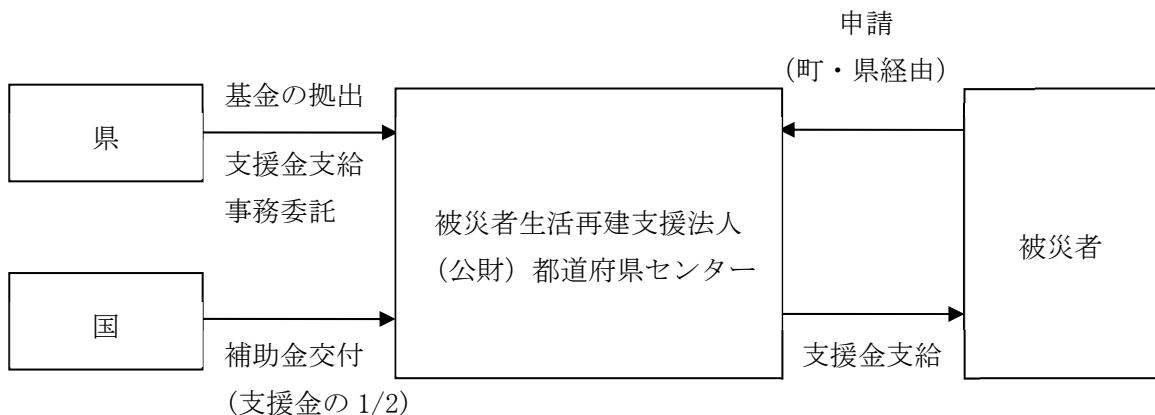
支給額は、次のとおり。

区分	(住宅の被害程度)	①基礎支援金	②加算支援金	計 (①+②)
		(住宅の再建方法)		
複数世帯 (被災時世帯の人数が2人以上)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	300万円
			補修	200万円
			賃貸	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	250万円
			補修	150万円
			賃貸	100万円
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃貸	25万円
単数世帯 (被災時世帯の人数が1人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	225万円
			補修	150万円
			賃貸	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	187.5万円
			補修	112.5万円
			賃貸	75万円
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	75万円
			補修	37.5万円
			賃貸	18.75万円

2. 対象者

- ・住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
- ・住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）
- ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ・住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

【支援金支給の仕組み】



第12 就学に対する支援等

1. 教科書等の無償給与（災害救助法）

(1) 支援の内容

災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給する。

(2) 対象者

災害救助法が適用された町において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒が対象となる。

※「児童・生徒」には、特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。

(3) 問合せ先

県、災害救助法が適用された町

2. 小・中学校の就学援助措置

(1) 支援の内容

災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助する。

(2) 対象者

要保護世帯、準要保護世帯（町が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）

(3) 問合せ先

県、町、学校

3. 高等学校授業料減免措置

(1) 支援の内容

災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学科及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除する。

(2) 対象者

地方公共団体の長が災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める者が対象

(3) 問合せ先

県、町、学校

4. 奨学金制度の緊急採用

(1) 支援の内容

災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学金の貸出（無利子）を緊急に受け付け・採用する。

(2) 対象者

高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生

(3) 問合せ先

高等学校又は専修学校（高等課程）の生徒：各学校、町、公益財団法人秋田県育英会
大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程）の学生・生徒：各学校、
町、独立行政法人日本学生支援機構

5. 児童扶養手当等の特別措置

(1) 支援の内容

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講ずる。

(2) 対象者

障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯

(3) 問合せ先

県、町

第 13 その他の生活支援

1. 生活関連物資の安定的な確保

災害発生時には、交通、通信機能の寸断や麻痺等により流通機能に混乱が生じ、食料品、日用品等の生活関連物資の円滑な供給が妨げられるため、商工振興課は県と連携して、以下の対策を講ずる。

(1) 相談窓口・業者指導

ア 町及び県は、被災者相談窓口等において、町民からの苦情、相談に対応する。

イ 県は、売り惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対して、速やかに事実確認のうえ、不当な行為については、是正指導を行う。町は、県に、町民から寄せられた情報を提供し、必要に応じて、売り惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対する指導等の要請を行う。

(2) 需給調査等

県は、生活関連物資の需給状況について調査等を行い、関係業界、国等への要請や円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

(3) 国への要請

県は、必要に応じて、国に対し生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）及び国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）の発動を要請する。

2. 郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対象

日本郵便株式会社は、被害の状況によって、以下の措置を行う。

(1) 郵便業務関係

ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ 被災地への救助用郵便物の料金免除

(2) 為替貯金業務関係

- ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払い渡し
 - イ 郵便貯金及び国債等の非常貸付
 - ウ 被災者の救護を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除
 - エ 民間災害救援団体への災害ボランティア口座寄付金の公募・配分
 - オ 国債等の非常買い取り
- (3) 簡易保険業務関係
- ア 保険料払込猶予期間の延伸
 - イ 保険料前納払込の取消しによる保険還付金の即時払
 - ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
 - エ 解約償還金の非常即時払
 - オ 保険貸付金の非常即時払

3. 放送受信料の免除

- (1) 支援の内容
- 災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間 NHK（日本放送協会）の放送受信料が免除される。
- 免除に当たっては、日本放送協会が調査したうえで、免除の対象者が確定される。
- (2) 対象者
- 対象者は、災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している者である。
- このほか、災害による被害が長期間にわたる場合等に免除が実施されることがある。
- (3) 問合せ先
- 日本放送協会

4. 公共料金・使用料等の特別措置

- (1) 支援の内容
- 災害により被害を受けた被災者に対しては、町が所管する公共料金（上・下水道料金）や施設使用料、保育料等を軽減・免除することがある。
- 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。
- (2) 対象者
- 県、町、関係事業者が定める。
- (3) 問合せ先
- 県、町、関係事業者

5. 埋葬の実施（災害救助法）

- (1) 支援の内容
- 遺族が遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合、町が遺族に代わって応急的に埋葬（火葬）を行う。
- (2) 対象者
- 災害救助法が適用された町において、遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族とする。

死亡した者の遺族がいない場合も対象となる。

(3) 問合せ先

県、町

第 14 地震保険

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、町は、その制度の普及促進に努める。

◆第 5 編 資料編

「4-2 災害援護資金等の貸付け」

「4-4 税の減免等」

「4-5 秋田県災害罹災者に対する見舞金給付要綱」

「4-7 災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

「4-8 五城目町災害弔慰金の支給等に関する条例」

「4-9 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」

「4-10 災害罹災者に対する見舞措置要綱」

第5節 義援金の受入れ及び配分に関する計画

実施機関	町の主な担当課	総務課
	町以外の機関等	県、秋田県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、秋田県町村長会、秋田県共同募金会、報道機関

第1 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合、全国から多くの義援金が寄せられ、寄託された義援金は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金を迅速、的確かつ公平に被災者に配分するため、募集（受付）、保管、配分等について、県、町及び関係機関がとる対応について必要な事項を定める。町は、基本、町単独の義援金の募集はせず、県の義援金の募集に参画するかたちで実施する。

なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体（本町含む）等への配分を指定する見舞金、寄附金等は含まれないものとする。

第2 義援金の募集

義援金の募集にあたっての、県や町などの取るべき必要な対応は以下のとおり。なお、日本赤十字社、共同募金会においても、同様に義援金の募集及び受付が実施されることがある。

(1) 県の対応

県は義援金の受入について、次の対応を行う。

- ア 受付口座（銀行名、口座番号、口座名等）を開設する。
- イ 受入窓口を設置する。

(2) 義援金募集（配分）委員会

義援金の募集は、原則として、県で設置する次の団体により構成される義援金募集（配分）委員会を組織して行うものとする。

- ア 町 ※被災市町村。
- イ 秋田県社会福祉協議会
- ウ 報道機関
- エ 秋田県町村長会
- オ 秋田県町村会
- カ 秋田県共同募金会
- キ 日本赤十字社秋田県支部
- ク 県

(3) 町の対応

町の義援金に関する担当部署を総務課とし、次の対応を行うものとする。

- ア 一般からの受入れ・問い合わせ窓口を開設する。
- イ 一般から受領した義援金は、寄託者へ受領書を発行しその後に受付口座に入金する。ただし、できる限り直接受領することをさけ、義援金の入金方法を案内する。

第3 義援金の配分

1. 配分方法の決定

義援金は、募集期間終了後、速やかに義援金募集（配分）委員会において協議の上、被災市町村に適正に配分する。

2. 配分先・使途が指定されている義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金は、受け付けた機関自らが預託者の指定先に配分する。

3. 義援金の配分に関する公表

県及び被災市町村は、義援金収納額及びその配分先等について、報道機関等を通じて公表する。

第4 国・地方公共団体から町長あての見舞金

国・地方公共団体から町長あての見舞金は、総務課で受入れ、歳入口座に入金し、町長あての災害見舞金として管理する。

第6節 財政負担に関する計画

実施機関	町の主な担当課	総務課、税務会計課
	町以外の機関等	県、国

第1 基本的な考え方

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等における施策の実施は、関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであり、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものである。

しかし、大規模な災害が生じた場合、町の財政では十分な対応ができない事態も生じることから、町は、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため、所要の措置を講ずる。

第2 対策

1. 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用（災対法第91条）

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令の特別の定めがある場合、又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

【法令に特別の定めがある場合】

ア 災害救助法 第18条

イ 水防法 第44条

ウ 災対法 第94条、第95条

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第60条、第62条

(2) 応援に要した費用（災対法第92条）

実施責任者が他の地方公共団体等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は実施責任者である町長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて町が実施した費用（災対法第93条）

知事の指示に基づいて町が実施した応急措置のため要した費用及び応援のために要した費用のうちで、指示又は応援を受けた町に負担させることが困難、又は不適当なもので、災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

2. 国が負担又は補助する範囲（災対法第94条）

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用は、別に法令に定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用（災対法第95条）

特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて町長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、町に負担させることが不適當なもので政

令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。

(3) 災害復旧事業費等（災対法第 96 条）

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部、又は一部を負担し、又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費（災対法第 97 条）

政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いたうえで、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

（激甚法の対象となる事業は、第 7 節激甚災害の指定 第 6 激甚災害に対する援助措置を参照。）

3. 災害救助基金

町は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条第 1 項の規定に基づき、「五城目町災害対策基金」を積み立てており、必要な災害対策の費用に充てられる。

4. 起債の特例（災対法第 102 条）

下記(1)、(2)の場合において、「災害対策基本法施行令」第 43 条に定める激甚災害に指定された場合、町はその発生した日の属する年度及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度に限り地方財政法第 5 条の規定に係わらず地方債をもってその財源とすることができる。

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で、総務省令で定められるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らして相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で町の負担に属するものの財源とする場合

5. 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、町の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第7節 激甚災害の指定

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、各課室
	町以外の機関等	県

第1 基本的な考え方

町は、甚大な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚災害法」という。）による「激甚災害」又は「局地激甚災害」の指定が受けられるよう措置し、復興事業を迅速かつ円滑に実施する。

第2 激甚災害指定の手続き

1. 被害調査

「激甚災害」及び「局地激甚災害」に関する調査は、県が行う。町は、県が行う調査に協力する。

2. 激甚災害指定の決定

知事は被害調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、政令により指定する。

第3 激甚災害に関する被害状況等の報告

町は、県が行う「激甚災害」及び「局地激甚災害」に関する調査等に協力するため、災害後迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整える。

なお、知事は、県内に災害が発生した場合、被害状況等を検討のうえ、「激甚災害」及び「局地激甚災害」の指定を受ける必要があると思われる事業について県の各関係部局に必要な調査を行わせる。県の関係部局は施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚災害法に定める必要な事項を取りまとめたのち、総務部総合防災課を通じて知事に報告することとなっている。

第4 災害復旧事業計画

防災関係機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。また、復旧事業計画の実施に当たっては、防災関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、災害の再発防止を図る。

なお、がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため、関係法令を考慮のうえ適切な措置を講ずる。

第5 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準があ

る。

第6 激甚災害に対する援助措置

1. 激甚災害法に基づく主要な適用措置（激甚災害指定基準による指定：本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第2章：第3条、第4条）

財政援助を受ける事業等
① 公共土木施設災害復旧事業
② 河川等災害復旧助成事業
③ 河川等災害関連事業
④ 河川等災害特定関連事業
⑤ 河川等災害関連特別対策事業
⑥ 特定小川災害関連環境再生事業
⑦ 公立学校施設災害復旧事業
⑧ 公営住宅災害復旧事業
⑨ 生活保護施設災害復旧事業
⑩ 児童福祉施設災害復旧事業
⑪ 老人福祉施設災害復旧事業
⑫ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
⑬ 知的障害者援護施設・授産施設災害復旧事業
⑭ 婦人保護施設災害復旧事業
⑮ 感染症予防施設災害復旧事業
⑯ 感染症予防事業
⑰ 堆積土砂排除事業
⑱ 湛水排除事業

- (2) 農林水産業に関する特別の助成（激甚災害法第3章：第5条～第11条の2）

財政援助を受ける事業等
① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
③ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助
④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

- (3) 中小企業に関する特別の助成（激甚災害法第4章：第12条、第14条）

財政援助を受ける事業等
① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成（激甚災害法第4章：第16条～第25条）

財政援助を受ける事業等
① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
⑤ 水防資材費の補助の特例
⑥ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
⑦ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
⑧ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

2. 局地激甚災害指定により適用される措置（局地激甚災害指定基準による指定：局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第2章：第3条、第4条）
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚災害法第5条）
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚災害法第6条）
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚災害法第11条の2）
- (5) 中小企業に関する特別の助成（激甚災害法第12条、第14条）
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚災害法第24条）

第7 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに着手し、事業実施期間の短縮に努める。

◆第5編 資料編

「23-1 激甚災害指定基準」

「22-2 局地激甚災害指定基準」

